

7月・8月の保健事業

場未記載の場合、いずみ保健センター
☎電話で ☎★は時間予約制
→健康推進課☎(042)321-1801

事業名	日時・場所
3~4か月児健康診査	☎対象者へ案内を郵送。各健診の月齢を迎える月末までに案内が届いていない方は、健康推進課へお問い合わせください
1歳6か月児健康診査	
3歳児健康診査	
6~7か月児健康診査	場都内の実施医療機関
9~10か月児健康診査	☎受診票(3~4か月児健診の案内に同封)を持って受診
個別栄養相談 ☎成人	8月19日(木)午前9時15分~正午★
妊婦歯科健診 ☎妊娠中の方	8月10日(火)午後1時30分~3時★
離乳食(1回食)講習会 ☎4~6か月児と保護者	8月23日(月)午後1時30分~3時25分★
離乳食(2・3回食)講習会 ☎6~11か月児と保護者	8月24日(火)午後1時30分~3時50分★
乳幼児歯みがきクラス ☎おおむね1歳~1歳5か月児と保護者	8月23日(月)午前9時50分~11時10分★
2歳児歯みがきクラス ☎おおむね2歳~2歳5か月児と保護者	8月7日(土)午前9時50分~11時10分★
2歳半歯科健診(フッ素塗布) ☎2歳3か月~2歳11か月児と保護者	8月19日(木)午前9時30分~11時30分★
3歳半歯科健診(フッ素塗布) ☎3歳3か月~3歳11か月児と保護者	
発達健康診査 (発達に関して心配がある子の健診) ☎未就学児	8月4日(水)午前9時30分~11時30分★

後期高齢者医療制度

→保険年金課(内319)

自己負担割合が変更になる方へ新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送

自己負担割合(1割または3割)が変更になる方へ、新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。届いた方は、8月1日(日)から新しい保険証をお使いいただき、それまでの保険証は保険年金課(市役所第1庁舎)へ返却してください。自己負担割合に変更がない方は、現在お持ちの保険証をそのままお使いいただけます。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日(土)です。引き続き該当する方へ、新しい認定証を7月下旬に郵送します。

新たに交付の対象となる方には、申請書を8月中旬に郵送します。申請書が届いた方は、8月31日(火)までに、郵送または直接保険年金課(市役所第1庁舎)へ提出してください。必要書類など詳しくは、申請書と同封の書類をご確認ください。

☎3月16日以降に所得税の確定申告を行った方がいる世帯の場合、自己負担割合、減額認定証・限度額認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合あり。令和3年度住民税課税所得などが決定し、内容に変更があった場合は、新たな保険証・減額認定証・限度額認定証と差し替えまたは返却が必要。変更前のものを使用した場合、差額分の納付や払い戻しの手続きをお願いする場合あり。自己負担割合2割導入は、4年10月以降です

新規の限度額認定証発行
随時受け付け。必要な方は持ち物②以外をお持ちのうえ、早めに保険年金課へ
↓保険年金課(内315)

国民健康保険加入者向け
傷病手当金の適用期間を9月30日(木)まで延長
新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間が延長になりました。要件など詳しくは市HP☎検索1023304または4月1日号5ページをご覧ください。電話でお問い合わせください。
↓保険年金課(内547)

国民健康保険限度額適用認定証等の更新
現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(いずれも限度額認定証の有効期限は7月31日(土)です。更新を希望する方は手続きが必要です。
☎7月9日(金)~8月31日(火)に保険年金課(市役所第1庁舎)へ

物①対象者の国民健康保険被保険者証②現在お持ちの限度額認定証③個人番号カードまたは個人番号通知カードと身分証明書
☎※本人以外が申請する場合、委任状(同世帯の場合)は不要。代理人の身分証明書(※も)適用区分は、昨年中の世帯の所得などで判定するため、これまでの限度額から変更になる場合があります

介護保険の認定を受けている方と総合事業のサービス事業対象者に、介護保険負担割合証を7月上旬に郵送します。介護保険負担割合証には、サービスを利用した場合に支払う利用者負担の割合を記載しています。適用期間は、8月1日(日)~令和4年7月31日です。
↓高齢福祉課☎042-321-1301

70歳~74歳の国民健康保険被保険者の方へ
新しい高齢受給者証を郵送
現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(土)です。新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。
↓保険年金課(内315)

介護保険負担割合証を郵送
介護保険の認定を受けている方と総合事業のサービス事業対象者に、介護保険負担割合証を7月上旬に郵送します。介護保険負担割合証には、サービスを利用した場合に支払う利用者負担の割合を記載しています。適用期間は、8月1日(日)~令和4年7月31日です。
↓高齢福祉課☎042-321-1301

介護保険負担限度額の制度改正・認定更新

特別養護老人ホームなどの施設サービスやショートステイの食費と部屋代は原則として利用者負担ですが、低所得の方は申請することで軽減認定を受けることができます。8月から対象者の適用要件・食費の限度額が変わります。詳しくは市HP☎検索1025945をご覧ください。利用している事業者または高齢福祉課へお問い合わせください。

すでに介護保険負担限度額の認定を受けている方

有効期限7月31日(土)※認定者全員に申請書を6月下旬に郵送しましたので、更新を希望する方は、適用要件を確認のうえ早めに更新の手続きをしてください

☎施設に入所中または入所予定の方で、新たに減額の対象となる方は高齢福祉課へお問い合わせください
→高齢福祉課☎(042)321-1301

地域包括支援センターのイベント

共通事項 ☎無料 ☎7月2日(金)から電話で各地域包括支援センターへ※先着順

介護予防教室 学ぼう、高齢期に必要な栄養と口腔機能の知識	家族介護者交流会 今から学ぼう高齢者の住まい
7月21日(水)午前10時~11時30分 地域包括支援センターほんだ	7月27日(火)午後2時~3時30分 いずみホール
要介護状態となるリスクが高い状態(フレイル)を予防するために、栄養と口の健康を学んでみませんか ☎市内在住でおおむね65歳以上の方 定5人 ☎地域包括支援センターほんだ☎(042)300-2339	高齢者向け施設の種類と費用、見学時のポイントをお話しします ☎65歳以上の方、高齢者を介護している方 講民間高齢者向け施設入居相談センター相談員 定15人 ☎地域包括支援センターこいがくぼ☎(042)300-6024

→高齢福祉課☎(042)321-1301

市役所への申し込み問い合わせの時間は、特記がない場合は月~金曜日午前8時30分~午後5時(正午~午後1時を除く)の受付となります。